

明石市第4次地域福祉計画について

1 計画策定の趣旨等

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示す計画として策定するものです。令和4年度からの福祉施策の方向性等を示す「明石市第4次地域福祉計画」を策定し、笑顔あふれる共生社会の実現に向け、福祉のまちづくりのさらなる推進を図ります。

明石市社会福祉審議会でのご意見やパブリックコメントによる意見公募等を踏まえ、別添のとおり、計画としてまとめましたので報告いたします。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和4年度から令和7年度までの4年間

(2) 基本理念

「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」

(3) 優先的に取り組む重点施策

- ① 担い手の発掘と育成
- ② みんなの居場所づくりの充実
- ③ 地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実
- ④ 認知症の人と家族への支援の充実

3 パブリックコメントについて

(1) 実施期間 令和3年12月15日(水)から令和4年1月14日(金)まで

(2) 提出件数 1人3件

(3) 主な内容

- ・情報弱者への支援について
- ・地域における見守り体制の充実について
- ・コミュニティ・センターを活用した相談・支援体制の整備について

4 計画素案からの主な修正点

(1) 情報の提供・発信の充実について

すべての方が取り残されることがないように、デジタル・ディバイド(情報格差)に配慮した取組を進めることを追記しました。(23ページ)

(2) 重層的支援体制の構築について

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的な相談支援を進めるにあたり、庁内関係部署の横断的な連携の強化及び相談支援に携わる者の対応スキルの向上などに取り組むことを追記しました。(31ページ)

5 今後の予定

本年3月末に計画を策定し、公表する予定です。